

ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き【改訂】

令和2年11月初版、令和3年4月改訂
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

はじめに

(1) コロナ対策

東京大会開催まで100日を切り、ホストタウンや事前キャンプ地（以下、「ホストタウン等」という。）においては、選手等の受入れに向けて、関係者が一丸となって準備を進めている。

感染症対策については、選手等を保護し安全・安心な大会運営の実現を図る観点と、ホストタウン等の住民への感染防止の観点の双方にとって必要不可欠である。特に、昨年末以降の変異株の発生・流行を踏まえた対策に万全を期する必要がある。

(2) ホストタウン交流の実施

ホストタウンは、東京大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るものである（東京大会「基本方針」H27.11.27閣議決定）。これは、日本の自治体と世界各国・地域の方々が交流し、お互いを学び合い、お互いを思い合う、大会史上初の取組として世界に誇れるものである。

新型コロナウイルス感染症によって直接の交流ができない中でも、相手国・地域の選手等とSNSやオンラインでの交流を行い、お互いを励まし合い、大会への機運を高めていく取組が日本全国で行われており、これらを一層進めていくことが重要である。

東京大会は、こうして温めてきた選手等と住民が出会える貴重な機会であり、日本各地の美しい自然や文化、食といった魅力を選手等を通じて世界に発信する絶好の機会でもある。大会開催時には、感染防止策をとりつつ、各ホストタウンと相手国・地域の間で培ってきたこれまでの絆を更に深化させる交流を行い、大会終了後も末永く続くつながりとしていくことが重要である。

1. 基本的事項

○選手等の行程表を作成する。

- ・ 滞在場所（宿泊場所、練習場等）を網羅
- ・ 移動経路（入国～ホストタウン等～選手村（大会後はこの逆））を記載

○選手等及びホストタウン等の自治体の対応者の双方が遵守すべき感染防止の基本原則を定める。

（例）

- ・ 三密の回避
- ・ 場面に応じた適切な社会的距離の確保
- ・ マスクの着用
- ・ 手洗い、消毒
- ・ 換気の徹底
- ・ 飛沫対策（アクリル板の設置等）
- ・ 体調管理の徹底（滞在期間中及び滞在前後2週間の検温・体調記録等）

○選手等の滞在先・用務先、移動手段についての制限・行動ルールを定める。

○パラアスリートについて、障害の度合いや種類に応じて必要な配慮を行う。

（例）

- ・ 選手の健康管理に十分留意する
- ・ 車いす、杖、義手等の使用者が触る部分を常時消毒する
- ・ 視覚障害者が触れた物を確認した後、必ず手指消毒を行う
- ・ パラアスリートが利用しやすい消毒機会（消毒液等の設置場所、高さ等）を提供する
- ・ 車いすなど利用する道具に応じた消毒方法を提供する（道具の素材に応じた消毒液や除菌シート、ペーパータオル等の提供等）
- ・ 介助者等についても、選手の身体に接触する際のマスク・手袋の着用や手洗い・手指消毒等を求める

○メディアの取材に関し、一定距離を保ちつつ、遮蔽物等を用いて濃厚接触を避けるといったルールを定める。

※選手等の入国後14日間におけるホストタウン等への滞在期間中は、自治体に一定の受入責任（選手等の行動管理を行うこと等）が生じる。

【参考】都道府県及び国の役割

《都道府県》

域内における新型コロナウイルス感染症の発生防止及びホストタウン交流の推進を図る観点から、ホストタウン等に対する支援体制を整えるとともに、以下に掲げる業務を実施する。

(例)

- ・ホストタウン等におけるマニュアル作成への助言
- ・選手等受入れ準備への助言（保健所設置市は市が対応）
- ・選手等及び選手等と一定の接触等が見込まれる自治体関係者への検査への対応
- ・感染疑い者や濃厚接触者の特定・検査判定などの疫学調査（保健所設置市は市が対応）
- ・陽性者への医療提供及び体制の確保

《国》

マニュアル作成等に係る助言のほか、ホストタウン等の相談窓口を設置する等の支援を実施する。

2. 各場面における主な対策（特記がない場合は、事前合宿時の対応）

(1) 移動

①域外

○原則として公共交通機関を利用せず、専用車両（貸切バス、新幹線の一両借り、ハイヤー、船舶の借上げ等）により、選手等と自治体のアテンド担当者のみで移動する。

○ただし、ホストタウン等が遠距離にある場合など、やむを得ない場合はチャーター機を利用することとし、それも難しい場合には専門家の意見を聞いた上で、（ア）機内において、一定の区画をおさえて、他の乗客と分離した形で搭乗すること、（イ）乗機・降機の際に他の乗客と空間的・時間的に分離すること、（ウ）搭乗の前日又は当日に検査を行うことなどを条件に、定期便を利用する（この際のアテンドは、自治体の責任で実施）。

○休憩施設や駅、空港等においては、一般客と使用する時間帯や動線を分けるほか、トイレ以外の場所（売店等）の利用を控えるなど、不特定多数との接触を避け、社会的距離を確保するなどの措置を取る。

②域内

○域内移動は、原則として専用車両を利用する。徒歩移動の場合、全員がマスクを着用するとともに大声での会話を避け、住民等との社会的距離を確保する。

(2) 宿泊

○他の宿泊客など、選手等以外の者との接触を避けるための措置を取る。

(例)

- ・ 宿泊施設を棟ごと選手等の貸切とする、フロア単位の貸切とする、又は他の宿泊客との動線を明確に分離する
- ・ 共用施設（ロビー、浴場、バー、共同利用トイレ等）の利用を避ける

○部屋は基本的に個室とするが、難しい場合は感染防止策を行った上で相部屋とする。

○食事は、他の宿泊客や外部との接触を避け、宿泊施設内の専用会場又は自室で摂ることを原則とする。（具体的な方策は「(3) 食事」を参照）

(3) 食事

○食事会場は一般客との接触を避け、個室を原則とする。必要に応じ、ケータリングや弁当等を利用する。

○選手等自らが料理を選択する方式とする場合は、調理スタッフが感染防止策を行ったうえで個別に料理を提供、必要に応じてあらかじめ小分けして提供する方法を導入する。

○弁当利用に際しては、配布者の手洗い・手指消毒を行うとともに、ごみは自らがごみ袋等に捨てる。

○選手等に提供する食事は組織委員会の調達基準、飲食提供戦略を参考に可能な限り「選手村」に近い提供を行うことが重要。ベストパフォーマンスを発揮するための食事（スポーツ栄養等にも対応）が求められるが、ホストタウン等の自治体の地元の食材を使って地域の食文化を楽しんでもらう工夫も行う。

(4) 練習

- 練習会場は貸切を原則とし、関係者以外の立入りは不可とする。複数の国・地域で共用する場合は、事前に当事者間で合意をするとともに、感染防止策についての認識を共有する。
- 施設の消毒を徹底するとともに、アクリル板の設置等による飛沫対策を行う。
- 屋内施設においては、換気設備の稼働や出入口の開放等により換気を徹底するとともに、入場者の制限、器具配置の工夫等も含めて三密の回避を図る。
- 原則として、住民等を練習相手とすること等は避ける。実施する場合の必要な感染防止策等は、別途定める。
- 競技特有の感染症対策については、大会運営における競技別対策や、競技別ガイドラインを参照しつつ、適切な方策を講じる。

(5) ホストタウン交流

①東京大会出場のための来日より前

- 住民が相手国・地域の歴史、文化、料理、言語、国歌等を学べる環境を作る。
- オンライン等で相手国・地域の選手・住民等との交流を深める。

②来日～東京大会出場前（事前合宿時）

- 選手等との接触が生じない形態での交流を原則とする。

(例)

- ・公開練習の見学（選手等と見学者との間は十分な距離を確保し、接触は原則不可）
感染症対策に配慮しつつ、国旗、横断幕、拍手など創意工夫を凝らした応援・激励
- ・オンラインを活用した練習風景の配信、選手との対話

- 入国後14日以内の交流活動に際しては、交流内容に応じた遵守事項を定める。

③東京大会出場後～帰国前

○大会後かつ入国後 14 日間を経過した選手等には、出入国管理又は大会運営上の観点からの特段の制限が課されないことを前提に、「新たな生活様式」を踏まえ、感染防止策を講じた上で、それぞれのホストタウンのニーズに応じた交流を実施。

大会前の交流が限定される中にある場合は、大会後交流を一層推奨する。

(類型ごとの留意事項)

ア. 選手等と住民等との接触・接近が基本的に生じないもの
(公開演技会の見学、講演会等)

→ 基本的な感染防止策の徹底

イ. 時間や動線の分離により、接触・接近を回避し得るもの
(記念館訪問、祭の見学、買物、散歩等)

→ 時間をずらす(営業時間外の活用等)、動線の分離

ウ. 身体的接触や接近、道具等の共有などが起こり得るもの
(競技体験、祭への参加、書道体験、サイン会等)

→ 感染リスク(身体的接触や道具の共有等)を回避した実施方法の検討

エ. 食事の提供を伴うもの

(そば打ち、おにぎり作り、茶道体験、給食交流等)

→ 作業・食事中の会話抑制、社会的距離の確保

④帰国後

○①～③の成果を活かし、さらに交流を継続・発展させる。

3. 選手等の健康管理、行動管理 (入国後 14 日間)

○選手等の滞在時に、健康状態、他者との接触状況及び位置情報の把握を実施することを選手等に周知し、その実施を徹底する。

○選手等の行動を、用務先(宿泊場所、競技会場、練習会場等)と用務先間の移動のみに限定する。(食事もこれらの場所にて実施)

○入国日が異なる者同士の接触を回避する(接触した場合、14 日間隔離の実効性が失われる)。

○ホストタウン等の関係者のうち、選手等に常時帯同する者や選手等と同一空間で活動する者には、帯同・活動中は必要な行動管理・健康管理を実施するとともに、前後 14 日間の健康フォローアップを実施する。

4. 検査（入国後 14 日間、東京大会出場前）

○ホストタウン等に滞在中の選手等に対して、原則毎日検査を実施する。

○ホストタウン等の関係者のうち、選手等に一定の接触がある可能性のある者に対しては、原則毎日検査を実施する。その他、選手等の用務先で活動する者に対しては、定期的に検査を実施する。

○検査の実施主体、具体的な対象や方法・頻度等は別途定める。

○選手等への検査結果について、保健所や組織委員会等の関係者と速やかに共有する。（詳細は別途定める）

5. 感染疑い者等発生時の対応

○ホストタウン等の自治体は、都道府県や保健所と連携して、感染疑い者又は陽性者が出た場合の対応フローを定める。また、これを関係者及び選手等に周知しておく。

○感染疑い者等が出た場合には、当該フローに従い、保健所や医療機関等への相談、連絡等を行い、連携して診察・検査、入院・搬送や、濃厚接触者の特定等の措置を取る。

○外国語対応（通訳の確保、翻訳アプリ・機器の活用等）の準備をしておく。

6. 関係者との調整、連絡体制（特に医療・保健関係）

○ホストタウン等の自治体は、都道府県や保健所、医療機関等との連携体制を構築する。また、これら関係者からの協力を得て、必要な対策内容を検討し、実施する。

○特に、新型コロナウイルス感染症の検査方法、疑い事例の相談・受診先の確保、陽性者・発症者が出た場合の対応について、あらかじめ協議する。

○東京都の「東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点」や、「組織委員会感染症対策センター」と、必要な情報共有や連携を行う。

（東京拠点や対策センターに係る検討の具体化を踏まえ、詳細は別途定める）